

令和6年度茨城県就労継続支援B型事業所作業用品等整備事業費補助金 交付申請手続きについて

1 事業概要

申請の前に、交付要項をご一読ください。

○補助率・補助額

- ・補助率【1／2】
- ・補助上限額【25万円】

○補助対象事業

- (1) 新商品の開発及び商品の改良事業
- (2) 商品の生産方法の改善及び利用者の作業能力の向上事業
- (3) 商品の販路拡大事業
- (4) その他工賃向上に資するものと知事が認める事業

○事業の流れ

- (1) 作業用品等の検討
- (2) 交付申請書（様式第1号、様式第1号の1～3及び各種添付書類）を県に提出
- (3) 県で審査し交付決定
- (4) 交付決定後、作業用品等を導入し、事業完了報告書を県に提出し完了
（様式第5号、様式第5号の1～3及び各種添付書類）

2 交付申請について

○必要書類

- ・様式第1号
- ・様式第1号の1 所要額調書
- ・様式第1号の2 事業計画書
- （工賃向上計画書（R6～R8）
工賃実績報告書（R3～R5）※実績有の年度のみ
備品や設備などのパンフレット等（コピー可）及び見積書（2者以上）の写し
設備の設置場所の平面図等
- ・様式第1号の3 収支予算（見込）書抄本

○提出期限

令和6年11月29日（金）

○提出方法

メールもしくは郵送にてご提出ください。

Mail : shofuku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

郵送 : 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県福祉部障害福祉課企画担当

○留意事項

- ・物品等の発注・購入は、交付決定後になります。
- ・令和7年3月31日までにすべての物品等の納入が完了し、実績報告書を提出していただく必要があります。